

掛川市条例第6号

掛川市立総合病院の閉院に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市立総合病院の閉院に伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市病院事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 掛川市病院事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第182号）
- (2) 掛川市立総合病院使用料及び手数料条例（平成17年掛川市条例第183号）
- (3) 掛川市医師修学資金貸与条例（平成23年掛川市条例第1号）
- (4) 掛川市看護師等修学資金貸与条例（平成23年掛川市条例第2号）

(掛川市定年退職者等の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市定年退職者等の再任用に関する条例（平成17年掛川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| (定年退職者に準ずる者)<br>第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<br>(1) 25年以上勤続して退職した者 <u>(病院において医療業務に従事していた医師及び歯科医師を除く。)</u> であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの<br>(2) (略) | (定年退職者に準ずる者)<br>第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<br>(1) 25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの<br>(2) (略) |

(掛川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改正前   | 改正後                          |
|---|------------------------------|
| (定年)<br>第3条 職員の定年は、年齢60年 <u>(病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師にあっては、年齢65年)</u> とする。 | (定年)<br>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 |

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| (給料表)<br>第3条 給料表の種類は、 <u>次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</u><br><u>(1) 行政職給料表（別表第1）</u><br><u>(2) 医療職給料表（別表第2）</u><br><u>ア 医療職給料表(1)</u><br><u>イ 医療職給料表(2)</u><br><u>ウ 医療職給料表(3)</u><br>2 (略)<br>(初任給、昇格及び昇給の基準)<br>第4条 (略)<br>2・3 (略)<br>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で | (給料表)<br>第3条 給料表の種類は、 <u>行政職給料表（別表）とし、同表の適用範囲は、第39条に規定する職員以外のすべての職員とする。</u><br><br>2 (略)<br>(初任給、昇格及び昇給の基準)<br>第4条 (略)<br>2・3 (略)<br>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの <u>にあっては、3号給</u> ）とすることを標準として |

その職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給) とすることを標準として規則で定める基準に従い決定する。

- 5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6～8 (略)

(給料の調整額)

第11条 任命権者は給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、規則の定めるところにより給料の調整額を支給することができる。

- 2 前項の給料の調整額の額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第13条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額306,900円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額50,000円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められ

規則で定める基準に従い決定する。

- 5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6～8 (略)

第11条 削除

(初任給調整手当)

第13条 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

る職で規則で定めるもの 月額2,500円

2・3 (略)  
(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては100分の15、市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては100分の18を超えない範囲内で市長が別に定める割合) を乗じて得た額とする。

3 (略)  
(宿日直手当)

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、12,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては、21,400円)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、18,600円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、32,100円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 (略)  
附 則

11 当分の間、職員 (次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(5) 略

2・3 (略)  
(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3 (市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の18を超えない範囲内で市長が別に定める割合) を乗じて得た額とする。

3 (略)  
(宿日直手当)

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,500円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)  
附 則

11 当分の間、職員 (行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(5) 略

| 給料表       | 職務の給 |
|-----------|------|
| 行政職給料表    | 6級   |
| 医療職給料表(2) | 5級   |
| 医療職給料表(3) | 5級   |

別表第2を削り、別表第1備考を削り、同表を別表とする。

(掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年掛川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保健衛生業務</u>に係る特殊勤務手当</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(<u>保健衛生業務</u>に係る特殊勤務手当)</p> <p>第5条 <u>保健衛生業務に係る特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>能率手当</u></p> <p>(2) <u>夜間看護等手当</u></p> <p>(3) <u>放射線取扱手当</u></p> <p>(4) <u>感染症予防等手当</u></p> <p>2 <u>能率手当は、市立病院(掛川市病院事業の設置等に関する条例(平成17年掛川市条例第182号)第2条の掛川市立総合病院をいう。以下この条において同じ。)に勤務する職員のうち、診療若しくは看護又は患者に接する業務等に従事するものに支給する。</u></p> | <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>感染症予防等業務</u>に係る特殊勤務手当</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(<u>感染症予防等業務</u>に係る特殊勤務手当)</p> <p>第5条</p> |

3 夜間看護等手当は、市立病院に勤務する看護師又は市長がこれに準ずると認める職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の一部又は全部を含む正規の勤務時間における看護等に係る業務

(2) 正規の勤務時間以外の時間に自宅等における待機を命ぜられた場合において、救急診療等に係る業務の発生により、緊急に呼び出されて行う当該業務

4 放射線取扱手当は、市立病院に勤務する診療放射線技師又はその補助に係る業務に従事する職員が、エックス線等の照射及び撮影等に係る業務に従事したとき。

5 感染症予防等手当は、次に掲げるときに支給する。

(1) (略)

(2) 保健師又は看護師（市立病院に勤務する者を除く。）が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。

感染症予防等業務に係る特殊勤務手当は、次に掲げるときに支給する。

(1) (略)

(2) 保健師又は看護師が家庭訪問又は保健指導に係る業務のうち、感染症に感染するおそれがある検体、注射針等に触れる機会のあるものに従事したとき。

別表中

|                 |          |           |   |
|-----------------|----------|-----------|---|
| 保健衛生業務に係る特殊勤務手当 | 能率手当     | 医師        | 1月につき、前々月の入院外来等の診療収益額から材料費等を控除した額の100分の6.5に相当する額を市長が別に定める方法により配当した額 |
|                 |          | その他の職員    | 1月につき、前々月の入院外来等の診療収益額から材料費等を控除した額の1,000分の6に相当する額を対象職員の数で除して得た額      |
|                 | 夜間看護等手当  | 準夜勤務      | 1回につき3,300円   |
|                 |          | 深夜勤務      | 1回につき3,700円   |
|                 |          | 呼出勤務      | 1回につき1,240円   |
|                 | 放射線取扱手当  | 1日につき230円 |   |
|                 | 感染症予防等手当 | 1日につき300円 |   |

を

|                   |           |    |
|-------------------|-----------|----|
| 感染症予防等業務に係る特殊勤務手当 | 1日につき300円 | に改 |
|-------------------|-----------|----|

める。

(掛川市特別会計条例の一部改正)

第6条 掛川市特別会計条例(平成17年掛川市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。<br>(1)～(6) (略) | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。<br>(1)～(6) (略)<br><u>(7) 掛川市病院事業清算特別会計</u> |

(掛川市災害対策本部条例の一部改正)

第7条 掛川市災害対策本部条例(平成17年掛川市条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| (趣旨)<br>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条第7項</u> の規定に基づき、掛川市災害対策本部(以下「対策本部」とい | (趣旨)<br>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条の2第8項</u> の規定に基づき、掛川市災害対策本部(以下「対策本部」と |



|  |  |
|--|--|
| う。)に関し必要な事項を定めるものとする。<br>(組織)<br>第2条 (略)<br>2 (略)<br>3 副本部長は、副市長、 <u>教育長及び院長</u> をもって充てる。<br>4・5 (略) | いう。)に関し必要な事項を定めるものとする。<br>(組織)<br>第2条 (略)<br>2 (略)<br>3 副本部長は、副市長 <u>及び教育長</u> をもって充てる。<br>4・5 (略) |
|--|--|

(掛川市地震災害警戒本部条例の一部改正)

第8条 掛川市地震災害警戒本部条例(平成17年掛川市条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| (組織)<br>第2条 (略)<br>2 (略)<br>3 副本部長は、副市長、 <u>教育長及び院長</u> をもって充てる。<br>4～6 (略) | (組織)<br>第2条 (略)<br>2 (略)<br>3 副本部長は、副市長 <u>及び教育長</u> をもって充てる。<br>4～6 (略) |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。ただし、第1条(第3号及び第4号に係る部分に限る。)及び第6条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた処分、手続その他の行為に係る使用料及び手数料については、第1条の規定による廃止前の掛川市立総合病院使用料及び手数料条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。